「家畜伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第四十三条の表」を「平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）」に改め、「非規制地域から他の地域を経由しないで同条の表の上欄に掲げる地域（以下「表の地域」という。）に輸入される加熱処理した偶蹄類の動物の肉の保管の基準にあつては三のとおりとし、同条の表の上欄第二号に掲げる地域（以下「第二号地域」という。）で生産される」を削り、「四の」を「三の」に、「五の」を「四の」に改める。

第一号中「偶蹄類」を「豚及びいのしし以外の偶蹄類」に改め、第二号の表を次のように改める。

物	加熱処理の基準
一　偶蹄類の動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の動物の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	次のいずれかの方法により加熱処理すること。 ㈠　煮沸し、又は摂氏百度以上の蒸気に触れさせることにより中心温度を一分間以上摂氏七十度以上に保つ。 ㈡　湯煎熱風乾燥その他の方法により中心温度を三十分間以上摂氏七十度以上に保つ。
二　偶蹄類の動物の消化管、子宮及び膀胱	一時間以上煮沸すること。
三　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン	中心温度を一分間以上摂氏七十度以上に保つこと。
四　鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）	全卵を三分三十秒間以上摂氏六十度以上に保つこと。

第三号を削り、第四号中「第二号地域で生産される」を削り、同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

○農林水産省告示第三百八号

平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年二月二十八日　　農林水産大臣　山本　有二

「家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表」を「平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表（以下「表」という。）」に改める。

第一項中「家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表（以下「表」という。）」を「表」に、「動物の肉」を「動物の肉及び臓器（消化管、子宮及び膀胱を除く。）並びに偶蹄類の肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン」に改め、第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第五十二号までを一号ずつ繰り上げ、第五十三号を削り、第五十四号を第五十二号とし、第五十五号から第百五十六号までを二号ずつ繰り上げ、第百五十七号中「マニラ首都圏ケソン市」を「パンパンガ州ボラック」に改め、同号を第百五十五号とし、第百五十八号を第百五十六号とし、第百五十九号を第百五十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

百五十八　Salaison Celtiques の登録番号第五六－二四六－〇〇八の施設（Pontivy, Morbihan, France所在）

百五十九　REROの登録番号第九五－〇一八－〇二二の施設（Argenteuil, Val-d'Oise, France所在）

第二項を次のように改める。

二　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類の肉及び臓器並びにこれらの肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

一　PT. Malindo Food Delight の登録番号TPD三二一六〇二二／〇一六号の施設（Bekasi, Indonesia所在）

二　PT. So Good Food manufacturing plant unit Cikupa の登録番号第TPD三一六〇三三〇／〇〇三号の施設（Tangerang, Indonesia所在）

三　PT. Charoen Pokpland Indonesia Food Division の登録番号三六〇四一二〇／〇〇一号の施設（Serang, Banten, Indonesia所在）

四　PT. Belfoods Indonesia の登録番号第〇三七六二一二〇一一号の施設（Bogor, West Java, Indonesia所在）

五　北京大発正大有限公司の登録番号第一一〇〇／〇三〇一五号の施設（中華人民共和国・北京市順義区所在）

六　北京大発正大有限公司熟食加工厂の登録番号第一一〇〇／〇三〇二五号の施設（中華人民共和国・北京市順义県所在）

七　北京嘉誼食品合作工場の登録番号第一一〇〇／〇三〇三九号の施設（中華人民共和国・北京市昌平区所在）

八　北京二商摩奇中紅食品有限公司の登録番号第一一〇〇／一五〇〇六号の施設（中華人民共和国・北京市朝阳区所在）

九　天津市東田食品加工有限責任公司の登録番号第一二〇〇／〇三〇〇九号の施設（中華人民共和国・天津市津南区所在）

十　天津開発区天泉速凍食品有限公司の登録番号第一二〇〇／二九〇〇二号の施設（中華人民共和国・天津塘沽区津沽路十一号所在）

十一　天津長城速凍食品有限公司の登録番号第一二〇〇／二九〇〇九号の施設（中華人民共和国・天津武清県所在）

十二　天津食友食品有限公司の登録番号第一二〇〇／二九〇一二号の施設（中華人民共和国・天津市武清県所在）

十三　石家庄市德遠食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三〇三六号の施設（中華人民共和国・河北省石家庄市所在）

十四　福喜食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一〇五号の施設（中華人民共和国・河北省大厂回族自治県所在）

十五　秦皇島正大有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一三号の施設（中華人民共和国・河北省秦皇島市所在）

十六　康保県百緑肉類有限責任公司第二加工場の登録番号第一三〇〇／〇三一五二号の施設（中華人民共和国・河北省康保県所在）

十七　滦平華都嘉誼食品合作工場の登録番号第一三〇〇／〇三一五八号の施設（中華人民共和国・河北省承德市所在）